



新型コロナウイルス感染症の予防を徹底しましょう！

今年の冬は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されています。一人ひとりが感染予防対策をとり、病原体を「持ち込まない」「持ち出さない」「広げない」ように注意しましょう。

また、「3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避け、咳エチケットを守り、石けんによる手洗い、手指のアルコール消毒などの基本的な感染予防をしましょう。



【問い合わせ】 健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666
✉ kenkousuishin@city.iga.lg.jp



正しい手の洗い方

- ①石けんをつけ、手のひらをよくこする。
- ②手の甲や指先、指や爪の間を洗う。
- ③手首もしっかり洗う。
- ④ 30 秒程度かけて丁寧に洗う。

感染リスクが高まる「5つの場面」

- 飲酒を伴う懇親会など
- 大人数や長時間におよぶ飲食
- マスクなしでの会話
- 狭い空間での共同生活
- 休憩時間での移動などの居場所の切り替わり

咳エチケット 咳やくしゃみで飛沫が広がらないようにしましょう

- マスクを着用する。（口・鼻をしっかり覆う）
- ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。
- 袖で口・鼻を覆う。

正しいマスクの着用方法

- ①鼻と口の両方を確実に覆う。
- ②ゴムひもを耳にかける。
- ③隙間が無いよう鼻まで覆う。



発熱や咳などの心配な症状があるときは…

電話

まずはかかりつけ医や
身近な医療機関に相談

- 相談する医療機関に迷う場合

「受診・相談センター」に相談（土・日曜日・祝日も対応）

（午前9時～午後9時） 伊賀保健所 ☎ 24-8050

（午後9時～翌朝午前9時）

三重県救急医療情報センター ☎ 059-229-1199

受診方法など詳しくは
市ホームページをご覧ください。



※相談先の案内に従って、医療機関を受診してください。

※電話での相談が難しい場合はメールまたはファックスでご相談ください。

✉ yakumus@pref.mie.lg.jp FAX 059-224-2344（三重県薬務感染症対策課）

子育て世帯をサポートします 忍にん赤ちゃん子育て応援特別給付金

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国が行った特別定額給付金の対象とならなかった子どもを対象に、忍にん赤ちゃん子育て応援特別給付金を支給します。



【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646
✉ kodomo@city.iga.lg.jp

対象

市内に住民登録があり、令和2年4月28日～令和3年3月31日までの間に生まれた子ども。
※転入者を含みます。

給付額

対象となる子ども1人につき10万円
※1人につき1回限り

申請方法

※給付には申請が必要です。

12月に給付対象者へ申請書を郵送しましたので、必要事項を記入し、添付書類とともに郵送してください。

①申請書に口座情報など必要事項を記入



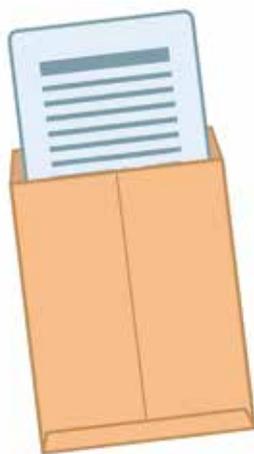
②本人確認書類など添付書類を用意



③同封の返信用封筒で市役所へ郵送

申請期限
5/31(月)

※当日消印有効



今後、出生届や転入届を提出された場合、窓口で申請書をお渡しし、申請方法を説明します。

注意事項

他市町村で同様の給付金などの給付対象となっていた場合や、申請日時点で市外に転出されている場合は対象となりません。

申請は対象となる子どもの保護者で、申請日時点で市内に住民登録がある人が行ってください。(対象となる子どもと同一世帯の人に限りです。)

配偶者などからの暴力により避難している人で、一定の条件を満たすと、申し出により給付金を受け取れる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を

給付金の支給にあたり、市から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の窓口または最寄の警察にご連絡ください。